

## <派遣留学※に関する注意事項>

※休学して私費留学をする場合は<休学についての注意事項>をご確認ください。

### 在留カードについて

- 派遣留学中は、在留カードを保持したまま、**みなし再入国許可**※により出国できます。  
※ただし出国の日から1年以内に再入国する場合のみ
- ただし、**留学期間中に在留期限を迎える場合は、日本帰国前に留学ビザを再取得する必要があります**。在留資格認定証明書（COE）の申請のため、**来日予定の4ヶ月前**を目安に留学生課にメール連絡し、日本帰国の意思を伝えてください。その後の手順はメールで説明します。  
**※留学生課への連絡が遅くなった場合は、ビザ取得が来日希望日に間に合わない可能性がありますので注意してください。**

### 留学生課に提出が必要な Web フォームについて

- 留学前と留学中に以下の Web フォームから、留学中のご連絡先や在留資格の状況について、必ずご報告ください。**

<https://forms.office.com/r/PUhGW6cykZ>



### 市・区役所での手続きについて

- 部屋を退去して出国する場合は、居住地の市・区役所に転出届を提出してください。
- 市・区役所で国民健康保険の脱退手続きをして、国民健康保険証を返納してください。
- 市・区役所で国民年金基金の脱退手続きをしてください。

### 同志社大学留学生住宅総合補償制度を利用中の方は・・・

- 退去日の1週間前までに解約依頼書を(株)同志社エンタープライズに提出してください。  
※保険料の返金がある場合は振込までに1週間ほどかかります。

### その他の手続き

- 退去日が決まったら、電気、ガス、水道、インターネット、携帯電話等の解約手続きをしてください。最終分の支払い方法を確認し、支払いを済ませた上で出国してください。
- 自転車をお持ちでそれを他の人に譲渡する場合は、あなたと譲渡する方で帰国前に手続きしてください。帰国後に手続きを試みたものの、必要書類が足りず手続きできない事例が散見されます。手続きしないと譲り受けた方が窃盗犯と誤解される場合があります。

## <休学についての注意事項>

### 在留カードについて

- 休学中は「留学」の在留資格を返納(失効)する必要があり、日本に滞在し続けることやアルバイトをすることはできません。

速やかに日本を出国するか、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。

※休学等により3ヶ月以上在留資格「留学」の活動を行わない場合、

在留資格取消の対象となりますのでご注意ください。

※病気療養中、妊娠中など、特別な事情で帰国が困難な場合はご相談ください。

- 出国時に空港で在留カードを失効させてください。  
※派遣留学により在籍したまま在留資格「留学」の活動を続ける場合は、在留カードを保持して構いません。
- 在留カードを空港で失効させた場合、穴のあいた在留カードの写真を撮って、写真データを以下 Web フォームから提出してください。
- 「留学」以外の在留資格に変更した場合は、新しい在留カードを留学生課に提出してください。

### 留学生課に提出が必要な Web フォームについて

休学前と休学中に以下の Web フォームから、休学中のご連絡先や在留資格の状況について、必ずご報告ください。

<https://forms.office.com/r/PUhGW6cykZ>



### 市・区役所での手続きについて

【部屋を退去して帰国する場合は・・・】

- 居住地の市・区役所に転出届を提出してください。
- 市・区役所で国民健康保険の脱退手続きをして、国民健康保険証を返納してください。
- 市・区役所で国民年金基金の脱退手続きをしてください。

【日本国内で引っ越しをする場合は・・・】

- 居住地の市・区役所に転出届を提出し、新しい居住地の市・区役所に転入届を提出してください。
  - 市・区役所で国民健康保険の脱退手続きをして、国民健康保険証を返納してください。
- ※同じ市内で引っ越しする場合は、旧居住地での転出届と国民健康保険の脱退手続きは不要です。

同志社大学留学生住宅総合補償制度を利用中の方は・・・

- 退去日（解約日）1週間前までに解約依頼書を(株)同志社エンタープライズに提出してください。  
※保険料の返金がある場合は振込までに1週間ほどかかります。

## その他の手続き

- 退去日が決まったら、電気、ガス、水道、インターネット、携帯電話等の解約手続きをしてください。最終分の支払い方法を確認し、支払いを済ませた上で帰国してください。
- 自転車をお持ちでそれを他の人に譲渡する場合は、あなたと譲渡する方で帰国前に手続きしてください。帰国後に手続きを試みたものの、必要書類が足りず手続きできない事例が散見されます。手続きしないと譲り受けた方が窃盗犯と誤解される場合があります。

## 休学した場合の授業料減免奨学金について

- 一般休学（兵役以外の休学）をした場合、その休学期間は授業料減免を受けることができません。
- 入学から2年後に減免率が更新されますが、休学期間も含めた成績状況で審査するため、従来の減免率を維持することが難しくなります。
- 兵役休学の場合は、本人の都合ではなく母国の法律で定められた義務であるため、授業料減免奨学金については配慮されます。兵役休学の期間は授業料減免奨学金の給付期間にカウントされないため、授業を受けた2年間分（4セメスター分）は、予定どおり授業料減免を受けられます。減免率の更新も、授業を受けた2年間分（4セメスター分）の成績状況で審査されます。

## 兵役休学の手続きについて（兵役休学者のみ）

- 兵役休学する場合、休学願に加えて兵役証明書（英語版）を提出する必要があります。兵役休学として認められれば、休学在籍料（半年：60,000円／1年：120,000円）が免除されます。兵役証明書が発行できるようになったら、忘れずに留学生課に提出してください。  
※兵役証明書は押印がある原本もしくは政府が認める証明書発行システムにより発行されたものに限ります。
- 兵役を終えて大学に戻るときに、兵役終了証明書（英語版）を再度提出してください。
- 兵役休学するつもりで帰国したものの、人数制限等で入隊が認められず、一般休学扱いになるケースが過去にありました。時期が早ければ休学をキャンセルできる場合もありますので、入隊が許可されなかった際は、すぐに留学生課または所属学部・研究科事務室に相談をしてください。

## 修学復帰時の留学ビザ取得について

- **休学を終え、学業に復帰する時は、在留資格認定証明書（COE）の申請のため修学復帰予定の4～5ヶ月前（春学期なら11月頃、秋学期なら5月頃）を目安に留学生課にメール連絡し、復帰の意思を伝えてください。** その後の手順はメールで説明します。  
※留学生課への連絡が遅くなった場合は、ビザ取得が来日希望日に間に合わない可能性がありますので注意してください。